

山梨県公報

第五百五十号

令和七年

三月三十一日

月 曜 日

- 山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則……………一六六
- 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………一六六
- 山梨県教育職員免許状再授与審査会規則……………一六七
- 山梨県教育職員旅費支給規程を廃止する訓令……………一六七
- 山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………一六八
- 山梨県教育庁行政文書管理規程及び山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………一六八

告 示

山梨県告示第九十号

令和七年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第三号)附則第二項の知事が指定する日は、令和七年四月一日から同年六月三十日までの日とする。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第九十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
地方独立行政法人大月市立中央病院	大月市大月町花咲千二百二十五番地

二 認定期限 令和十年三月三十一日

山梨県告示第九十二号

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十条第一項及び第二十六条第一項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次

目 次

- 令和七年度における山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例附則第二項の知事が指定する日……………一四九
- 救急病院等の認定……………一四九
- 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定……………一四九
- 山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………一五二
- 山梨県農作物奨励品種の指定の一部改正……………一五二
- 道路の供用開始(四件)……………一五二
- 道路の区域変更(四件)……………一五三
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(三件)……………一五四
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(三件)……………一五四
- 土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除(二件)……………一六一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………一六一
- 山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の知事が指定する者及び書類の一部改正……………一六二
- 山梨県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の知事が指定する者及び書類の制定……………一六三
- 山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の知事が指定する者及び書類の廃止……………一六三
- 山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令……………一六三
- 国土調査の成果の認証……………一六五
- 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更……………一六五
- 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則……………一六五
- 山梨県立高等学校学則及び山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則……………一六六

公 告

教育委員会

のとおりに指定する。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 区域の表示

別図のとおり

二 指定年月日

令和七年四月一日

山梨県告示第九十三号

山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額（昭和六十一年山梨県告示第百十六号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。
 令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

1(1)の表を削り、1(2)の表を1(1)の表とする。
 2(1)の表食品に係る産業技術に関連するものの部機器分析の款液体クロマトグラフ質量分析計による分析（分析条件の検討が不要なもの）の項及び液体クロマトグラフ質量分析計による分析（分析条件の検討が必要なもの）の項を削り、同表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部強度試験の款を削る。

山梨県告示第九十四号

山梨県農作物奨励品種の指定（昭和四十一年山梨県告示第二十九号）の一部を次のように改正する。
 令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

三の表中「マキバミドリ」を「きよは」に改める。

山梨県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和七年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。
 令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	休息山梨線	甲州市勝沼町山字幸神一一二七番地先から 甲州市勝沼町山字南下河原一九番一地先まで	四四〇・〇	令和七年三月三十一日

山梨県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和七年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。
 令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四百十一号	甲府市和戸町字藤塚四〇四番一四地先から 甲府市和戸町字藤塚四〇四番一四地先まで	四七・〇	令和七年三月三十一日

山梨県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和七年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。
 令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百四十号	笛吹市石和町井戸字豊岡八二番六地先から 笛吹市石和町井戸字豊岡七九番一地先まで	五八・四	令和七年三月三十一日

山梨県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和七年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	愛宕山公園線	甲府市岩窪町字長谷五五九 番一地从先から 甲府市岩窪町字長谷五三四 番一地从先まで	一一五・三	令和七年三 月三十一日

山梨県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和七年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区間	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南巨摩郡身延町角打字大地二五七七番一 二五七八番一地从先から 南巨摩郡身延町角打字南山二四三五番一 地 先まで	旧 新	一六・六 五五・一	一七三・二 一七三・二

四 区域変更の期日 令和七年四月一日

山梨県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和七年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区間	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南巨摩郡身延町角打字大地二六一五番二 地 先から 南巨摩郡身延町角打字大地二六二四番一 地 先まで	旧 新	二七・四 一四一・八	八七・三 八七・三

四 区域変更の期日 令和七年四月一日

山梨県告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和七年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道

二 路線名 甲府市川三郷線
三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
西八代郡市川三郷町高田字大正二八〇番一 地先から 西八代郡市川三郷町高田字大正二七三番七 地先まで	旧	〇・〇 一三・四	四七・七
	新	〇・〇 〇・〇	〇・〇

山梨県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和七年四月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南巨摩郡早川町小縄字下垣外五七六番二地 先から 南巨摩郡早川町小縄字サカノ三五〇番二地 先まで	旧	八・四 一八・八	四七・〇
	新	八・四 三三・二	四七・〇

山梨県告示第百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 甲斐市
- 二 都市計画法事業の種類及び名称 甲府都市計画下水道事業甲斐市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和六十二年二月二十三日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 昭和六十二年山梨県告示第五十二号、平成元年山梨県告示第九号、平成四年山梨県告示第二百二十八号、平成五年山梨県告示第三百四十四号、平成七年山梨県告示第四百九十九号、平成九年山梨県告示第二百四十九号、平成九年山梨県告示第三百二十二号、平成十一年山梨県告示第二百五十九号、平成十四年山梨県告示第四百九十七号、平成十四年山梨県告示第五百十三号、平成十八年山梨県告示第四百七十三号、平成十八年山梨県告示第七十四号、平成二十年山梨県告示第七十号、平成二十七年山梨県告示第百十七号、平成二十八年山梨県告示第百十五号、令和二年山梨県告示第九十四号及び令和五年山梨県告示第二百六号の事業地に、甲斐市大字竜王新町字大原の一部を加え、甲斐市大字天狗沢字蟹河原、大字中下条字金ノ宮、字貢川端及び字中更、大字大下条字下河原及び字中河原、大字長塚字河原、大字竜王新町字氏神西、字氏神前、字天神前、字西裏、字元免許、字二ツ塚及び字山の神、大字名取字河原、字下河原及び字中河原、大字竜王字金山前、字西裏、字西山、字東裏及び字宮の前、大字富竹新田字久保田、字下北裏、字十二名、字常光寺、字大明神河原、字中耕地及び字東耕地並びに大字万才正明の各地内において事業地を変更する。
 - 2 使用の部分 なし

山梨県告示第百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 甲斐市

- 二 都市計画事業の種類及び名称 葦崎都市計画下水道事業甲斐市公共下水道
- 三 事業施行期間 平成元年一月二十六日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地

- 1 収用の部分 平成元年山梨県告示第三十二号、平成六年山梨県告示第二百十六号、平成七年山梨県告示第二百二十一号、平成十年山梨県告示第八十二号、平成十二年山梨県告示第三百七十九号、平成十五年山梨県告示第二百四十一号、平成二十年山梨県告示第七十一号、平成二十七年山梨県告示第一百十八号、平成二十八年山梨県告示第十六号及び令和二年山梨県告示第十四号の事業地に、甲斐市大字竜王字中秣及び字両目塚の一部を加え、甲斐市大字志田字間々下及び字向河原、大字大袋字松葉、大字竜地字着物沢、字地藏原、字北浦、字北川及び字笠間並びに大字下今井字大無垢理、字清水端、字冷泥、字又右衛門川、字南原及び字割石の各地内において事業地を変更する。
- 2 使用の部分 なし

山梨県告示第五五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 市川三郷町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 市川三郷都市計画下水道事業市川三郷町公共下水道
- 三 事業施行期間 平成四年二月二十七日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 平成四年山梨県告示第七十号、平成四年山梨県告示第八十二号、平成七年山梨県告示第三百九十号、平成九年山梨県告示第三百二十一号、平成十年山梨県告示第三十三号、平成十四年山梨県告示第三百九十六号、平成十五年山梨県告示第六十四号、平成二十年山梨県告示第六十九号、平成二十五年山梨県告示第七十号、平成二十七年山梨県告示七十二号及び令和二年山梨県告示第九十五号の事業地のとおり。
 - 2 使用の部分 なし

山梨県告示第六六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律

第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
身延町	仏僧1-1	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）	新規	
同	仏僧1-2	同	同	同	
同	仏僧1-3	同	同	同	
同	八王子1-1	同	同	同	
同	八王子1-2	同	同	同	
同	下小磯	同	同	同	
同	通地1-1	同	同	同	
同	通地1-2	同	同	同	
同	宿ノ爪沢	土石流	同	同	
同	中村沢1-1	同	同	同	
同	中村沢1-2	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五条5	五条4	五条3	五条2	五条1	馬門沢	根通向沢	夏作沢	茶道沢	八王子沢12	八王子沢11	田村沢12	田村沢11	人寂沢	日影田沢12	日影田沢11	宇野尾沢
同	同	同	同	地すべり	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	身延町	市町村名	同	同
中村沢12	中村沢11	宿ノ爪沢	通地12	通地11	下小磯	八王子12	八王子11	仏僧13	仏僧12	仏僧11	戒区域の名称	五条7	五条6
同	同	土石流	同	同	同	同	同	同	同	急傾斜地の崩壊	自然現象の種類	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	次の図のとおり(図面省略)	区域の表示及び衝撃に関する事項	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	新規	指定事項	同	同
											指定告示		

二 土砂災害特別警戒区域

二 土砂災害特別警戒区域

同	同	同	都留市	市町村名	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上の山の2	上の山の1	栃子	長塚	土砂災害特別警戒区域の名称	窪川右支の3	窪川左支	窪川右支の2	窪川右支の1	栃子沢	坪松	九鬼の3	九鬼の2	下松葉の2	同	同	同	同	同
同	同	同	急傾斜地の崩壊	自然現象の種類	同	同	同	同	土石流	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	次の図のとおりに(図面省略)	区域の表示及び衝撃に関する事項	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	新規	指定事項	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
				指定告示														

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
窪川右支の1	栃子沢	坪松	九鬼の3	九鬼の2	下松葉の2	下松葉の1	堀の内の4	堀の内の3	門前の9	門前の8	門前の7	門前の6	門前の5	門前の4	門前の3	中野の3	同	同
同	土石流	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同
窪川右支の3	窪川右支の2
同	同
同	同
同	同

山梨県告示第百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 土砂災害警戒区域

同	同	同	同	同	同		上野原市	市町村名
飯米場13	飯米場12	飯米場11	坂下11	廻り戸	清ノ		前原	土砂災害警戒区域の名称
同	同	同	同	同	同		急傾斜地の崩壊	自然現象の種類
同	同	同	同	同	同		次の図のとおりの図面（図面省略）	区域の表示
同	同	同	同	同	同		新規	指定事項
								指定告示

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
中丸	見耕12	見耕11	初金	金山12	金山11	下の段	大曲川	鳥屋12	鳥屋11	下尾崎13	下尾崎12	下尾崎11	松葉12	松葉11	下田野入12	下田野入11
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 土砂災害特別警戒区域

同	同	同	上野原市	市町村名	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
坂下1	廻り戸	清ノ	前原	土砂災害特別警戒区域の名称	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	急傾斜地の崩壊	自然現象の種類	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	次の図のとおりに(図面省略)	区域の表示及び衝撃に関する事項	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	新規	指定事項	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
				指定告示														

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
初金	金山2	金山1	下の段	大曲川	鳥屋2	鳥屋1	下尾崎3	下尾崎2	下尾崎1	松葉2	松葉1	下田野入2	下田野入1	飯米場3	飯米場2	飯米場1		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
見耕11	見耕12	中丸	向坂	桜井安良井11	桜井安良井12	オトメの沢	古福志東沢11	日懸沢	西薄久保沢	女土向沢11	女土向沢12	同
同	同	同	同	同	同	土石流	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

山梨県告示第百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

市町村名	土砂災害特別警戒域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示
身延町	瀬戸日影11	急傾斜地の崩壊	次の図のとおりの図面（省略）	一部	平成二十一年山梨県告示第五十号
同	瀬戸日影12	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同

山梨県告示第百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延支所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示及び衝撃に関する事項	解除事項	指定告示
身延町	身延の311	急傾斜地の崩壊	次の図のとおりの図面（省略）	一部	平成十九年山梨県告示第百三十四号

山梨県告示第百十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域

山梨県南巨摩郡身延町北川字日向、字宮ノ前及び字田ノ澤の区域内の土地のうち、次の一点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮の前	番号	座標
一点		北緯三五度二七分五四秒六九二〇 東経一三八度二九分五二秒八一〇八
二点		北緯三五度二七分五四秒九八四四 東経一三八度二九分五二秒八九〇三
三点		北緯三五度二七分五六秒四七七三 東経一三八度二九分五三秒一五三五
四点		北緯三五度二七分五六秒七五四六 東経一三八度二九分五五秒六九九一
五点		北緯三五度二七分五六秒六三六四 東経一三八度二九分五六秒八四六七
六点		北緯三五度二七分五六秒〇〇七七 東経一三八度二九分五八秒三四八八
七点		北緯三五度二七分五五秒九五八〇 東経一三八度二九分五八秒五七八九
八点		北緯三五度二七分五六秒〇三二〇 東経一三八度二九分五八秒七八三九
九点		北緯三五度二七分五五秒二〇六七 東経一三八度二九分五九秒四六五〇
十点		北緯三五度二七分五五秒〇七五五 東経一三八度二九分五九秒五七二四
十一点		北緯三五度二七分五四秒九六四一 東経一三八度二九分五九秒五九一四
十二点		北緯三五度二七分五四秒九二七九 東経一三八度二九分五九秒三五六〇
十三点		北緯三五度二七分五五秒一〇五一

十四点	東経一三八度二九分五八秒四六四六 北緯三五度二七分五五秒一八一五
十五点	東経一三八度二九分五八秒一九八二 北緯三五度二七分五五秒四一〇四
十六点	東経一三八度二九分五七秒八九〇三 北緯三五度二七分五五秒四四一五
十七点	東経一三八度二九分五七秒八〇〇九 北緯三五度二七分五五秒〇二七八
十八点	東経一三八度二九分五七秒六五七六 北緯三五度二七分五五秒一七〇九
十九点	東経一三八度二九分五五秒八一二一 北緯三五度二七分五五秒三一四六
二十点	東経一三八度二九分五五秒三四七六 北緯三五度二七分五五秒三九五〇
二十一点	東経一三八度二九分五四秒九五五〇 北緯三五度二七分五四秒九五五〇
二十二点	東経一三八度二九分五四秒二七七二 北緯三五度二七分五四秒四四九八
二十三点	東経一三八度二九分五四秒一三九九 北緯三五度二七分五四秒五三三五
二十四点	東経一三八度二九分五三秒六五二八 北緯三五度二七分五四秒二五〇一
二十五点	東経一三八度二九分五三秒五七四五 北緯三五度二七分五四秒二五七七
二十六点	東経一三八度二九分五三秒五一九七 北緯三五度二七分五四秒五四八四

山梨県告示第百二十二号

山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例（令和五年山梨県条例第十二号）別表第二の知事が指定する者及び知事が指定する書類（令和七年山梨県告示第四十八号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。ただし、同日前にこの告示による改正前の一に掲げる者が作成した建築物のエネルギー

消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第三十四条第一項の規定に基づく申請に係る法第三十五条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画が同項第一号に掲げる基準に適合することを証する書類については、なお従前の例による。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

題名中「別表第二」を「別表第四」に改める。

第一号を次のように改める。

- 一 知事が指定する者は、次に掲げる者とする。
 - (一) 法第十四条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
 - (二) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関
- 二 知事が指定する書類は、次に掲げる書類とする。
 - (一) 一に掲げる者が作成した、法第二十九条第一項の規定に基づく申請に係る法第三十条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画が同項第一号に掲げる基準に適合することを証する書類
 - (二) 住宅品質確保法第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）別表一の断熱等性能等級五、等級六又は等級七、及び一次エネルギー消費量等級六（法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については等級四又は等級五、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和四年経済産業省・国土交通省令第一号）の施行の際現に存する建築物（法の施行の際に現に存するものを除く。）の住宅部分については等級五）に適合している場合に限る。）の写し

山梨県告示第百十三号

山梨県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例（令和七年山梨県条例第十三号）別表第一の知事が指定する者及び知事が指定する書類を次のとおり指定し、令和七年四月一日から適用し、山梨県手数料条例別表第二の百八十四の項イの知事が指定する者及び知事が指定する書類（平成二十九年山梨県告示第百二十四号。以下「旧告示」という。）は廃止する。ただし、同日前に旧告示の一に掲げる者が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の規定に基づく申請に係る低炭素建築物新築等計画が同法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類については、なお従前の例による。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 知事が指定する者は、次に掲げる者とする。
 - (一) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十一に規定する指定確認検査機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の業務を行うものに限る。）
 - (二) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十四条第一項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- 二 知事が指定する書類は、次に掲げる書類とする。
 - (一) 一に掲げる者が作成した、法第五十三条第一項の規定に基づく申請に係る低炭素建築物新築等計画が同法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
 - (二) 住宅品質確保法第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）別表一の断熱等性能等級五、等級六又は等級七及び一次エネルギー消費量等級六に適合している場合に限る。）の写し

山梨県告示第百十四号

山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例（令和五年山梨県条例第十二号）第三条第六項において準用する同条例別表第二の知事が指定する者及び知事が指定する書類（令和五年山梨県告示第百二十四号）は、令和七年三月三十一日限り、廃止する。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

訓 令

山梨県訓令第百十四号

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本 出 先 機 関
労働委員会事務局

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の部部長の款を次のように改める。

部長	
課長	上欄の者と同一の課に所属するその他の職員
<p>感染症対策監、観光政策推進監、観光振興監、観光地経営支援監、南アルプス観光振興監又は富士山観光振興監</p>	<p>上欄の者と同一のグループ（センターを含む。）に所属するその他の職員</p>
<p>部に配置された理事、技監、次長、市町村・広域連携戦略監、財産高度化戦略監、文化振興戦略監、リニア推進監、デザイン推進監、総括技術審査監、参事、副参事、企画調整主幹、主幹、観光推進監、地域振興官又は特任専門員</p>	<p>上欄の者と同一の出先機関に所属するその他の職員</p>
<p>部に置かれる出先機関の長（富士山科学研究所長、宝</p>	<p>員</p>

<p>石美術専門学校長、産業技術短期大学校長、富士山世界遺産センター所長、美術館長、博物館長、考古博物館長及び文学館長を除く。）</p>	<p>上欄の者と同一の出先機関に所属するその他の職員</p>
<p>富士山科学研究所の副所長（所長の指定する者に限る。）、宝石美術専門学校の事務局長、産業技術短期大学の事務局長、富士山世界遺産センターの副所長、美術館の副館長、博物館の副館長、考古博物館の副館長又は文学館の副館長</p>	<p>第二条第一項の表知事の部知事政策補佐官、地域ブランド・広聴広報統括官、富士山保全・観光エコシステム推進統括官、理事（部又は局に配置された理事を除く。）又は会計管理者の款中「地域ブランド・広聴広報統括官、富士山保全・観光エコシステム推進統括官」を「多様性・働き方統括官、こども・次世代統括官、富士山未来・次世代交通統括官、山梨ブランド・国際戦略統括官、感染症対策統括官、スポーツ統括官」に改め、同部人口減少危機対策本部事務局長の款中「人口減少危機対策監又は人口減少調査監」を「課長」に、「人口減少危機対策本部事務局長を補佐するその他の職員（事務局次長及び主幹を除く。）」を「上欄の者と同一の課に所属するその他の職員」に改め、同部DX・情報政策推進統括官の款及び感染症対策統括官補の款を削り、同部局長の款中「地域ブランド推進監、富士山保全・観光エコシステム推進監、富士五湖自然首都圏</p>

推進監、広聴広報監、国際戦略監、リニア・次世代交通推進監又は新事業チャレンジ推進監」を「DX・バックオフィス改革戦略監、高度政策推進監又は広聴広報監」に改め、「グループ」の下に「(イニシアチブを含む。)」を、次長の下に「、地域エネルギー戦略監」を加え、「富士山世界遺産センター所長」を「総合理工学研究機構総長」に、「富士山世界遺産センターの副所長」を「総合理工学研究機構の事務局長」に改める。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

公 告

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 身延町
- 二 調査を行った時期 平成十八年五月二十九日から平成二十年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南巨摩郡身延町西嶋の一部
- 五 認証年月日 令和七年三月二十五日

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（平久保地区 農村地域防災減災事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和七年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和七年四月二十八日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所

- 四 審査請求期間 この公告の日から令和七年五月十三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和七年九月三十日まで

教育委員会

山梨県教育委員会規則第一号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

第一条 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第三号及び別表第一県総合教育センターの項中「、学校運営支援統括幹」を削る。

（山梨県教育庁組織規則の一部改正）
第二条 山梨県教育庁組織規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「生涯学習課」を「社会教育課」に改める。
第四条の二を次のように改める。

（課内室）
第四条の二 前条に規定する課のうち、次の表の上欄に掲げる課に同表の下欄に掲げる室（第二十二条、第二十四条及び第二十五条において「課内室」という。）を置く。

総務課	教育企画室
保健体育課	全国高校総体推進室

第五条の二に次の一号を加える。

十五 夜間中学及び学びの多様化学校に関すること。

第十条第二十一号を削る。

第十一条（見出しを含む。）中「生涯学習課」を「社会教育課」に改め、同条中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号から第十七号までを四号ずつ繰り上げる。

第十二条の次に次の一条を加える。

（全国高校総体推進室）

第十二条の二 全国高校総体推進室においては、全国高等学校総合体育大会の開催に関する事務を所掌する。

（山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則の一部改正）

第三条 山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表中山梨県生涯学習審議会を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（山梨県教育庁組織規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

生涯学習課	社会教育課
-------	-------

山梨県教育委員会規則第二号

山梨県立高等学校学則及び山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

山梨県立高等学校学則及び山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

（山梨県立高等学校学則の一部改正）

第一条 山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を

次のように改正する。

第二十八条中「入学審査料は、入学願書（他の都道府県からの転入学を含む。）提出の際に」を「入学願書（他の都道府県からの転入学に係るものを含む。）を提出しようとする者は、入学審査料を」に改める。

第三号様式中「規則や命令等」を「諸規則等」に改める。

（山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則）

第二条 山梨県教育職員免許に関する規則（昭和四十三年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第一号様式の三まで、第八号様式から第十号様式まで及び第十二号

様式中

「**山梨県立高等学校**」を削る。

を削る。

附則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第三号

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

山梨県教育職員免許に関する規則（昭和四十三年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十一号様式記載注意第二号中「別記様式」を「別記第一号様式」に、「備考」を

「備考」に改める。

第十一号様式の二中「第五条」を「（第 条）」に改め、同様式記載注意第二号中

「別記様式」を「別記第一号様式備考」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第四号

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十一年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

一 特例条例第二条の表一の項口に規定する職員の給与計算に関する事務であつて別に教育委員会規則で定めるもの

を

特例条例第二条の表に規定する職員の給与計算に関する事務であつて別に教育委員会規則で定めるもの

に、「

第二十八条の二」を「第二十八条の三」に改め、「扶養親族の」の下に「届出の受理、」を加える。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第五号

山梨県教育職員免許状再授与審査会規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

山梨県教育職員免許状再授与審査会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。次条第二項において「省令」という。）第六条の規定に基づき、山梨県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者として医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

（会議）

第三条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 議事について特別の利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。

4 審査会の会議は、公開しない。

（守秘義務）

第四条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第五条 審査会の庶務は、教育庁義務教育課において処理する。

（委任）

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令第一号

庁 中 一 般

教 育 事 務 所

県 立 図 書 館

県 立 学 校

公 立 小 学 校

公 立 中 学 校

山梨県教育職員旅費支給規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

に関する規程の一部改正)

第二条 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の駐在に関する規程(令和二年山梨県教育委員会訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

別表中「教育庁生涯学習課」を「教育庁社会教育課」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番